２．警察への要望・感想に対する回答

① 何かしらの事件が起こってから警察が動くのではなく、事件が起こる前から対策をしてほしい。

事件が起こる前であっても、遠慮なく最寄りの警察署にご相談ください。徳島県警では、事案の内容に応じ、加害者に対する口頭警告をはじめとして、ストーカー規制法に基づく文書警告、禁止命令などの行政措置、110 番の緊急通報システムへの登録、GPS 機能付き緊急通報装置の貸し出し等の支援を行っています。

② ストーカーの被害は大きくなると思うので厳重にストーカーを取り締まるべきだと思う。

平成 28 年の改正ストーカー規制法では、ストーカー行為罪が「６か月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金」から「１年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金」、禁止命令等違反罪が「１年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金」から、「２年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金」と、法定刑が２倍に強化されています。

③ ストーカーは夜にだいたいでてくるので、警察の方が忙しいと思いますが、暗くて不審者が出そうな人通りの少ない道や場所をパトロールしてほしい。

主に、警察署の制服警察官が各地域をパトロールしていますが、パトロール強化の具体的な相談があれば、その都度、対応できる場合もありますので、最寄りの警察署にご相談ください。

④　何度も被害について聞かれるのが辛かった。

徳島県警では、加害者の長期隔離を見据え、詳細な事情聴取をする場合もありますが、今後も被害者の気持ちを十分に配慮することに努めてまいります。

⑤　被害に遭って相談しても明確な証拠がなく、相手にしてもらえず怪我をして命を落とす人もいます。証拠なしで対応するのは（取締りとか）不可能ですが、被害者を守るための対策を充実させてほしいです。

相手を処罰するためには、当然、証拠が必要となりますが、警察では被害者の安全確保を最優先に考えており、避難措置をはじめとした様々な支援やアドバイスを行っています。

⑥　証拠がなかったらなかなか対応してくれないのは被害者側はしんどいです。ニュースで観るものは、相談してもあまり動いてくれなくて、より悪い結果になったということがあったので、深刻な状態であることが認められなくても助けてくれる体制があったら良いなと思いました。（警察が何らかの行動ができる基準を下げる・警察と市民の間の気軽に相談できる機関を充実させるなど。）

警察では、表面的に軽微な事案であっても重大な結果が生じることを防止するため可能な限りの対応をとるように努めています。また、警察以外にも、徳島県こども女性相談センター、法テラスなどの相談窓口があります。

⑦　ストーカー被害に１回だけあったとしても、警察は動いてくれるのでしょうか？

１回のつきまとい等行為であっても、内容によっては、加害者に対する口頭警告や、ストーカー規制法による文書警告を実施できる場合があります。

⑧　未成年者相手だと何もしてくれない。未成年者が加害者の場合の対応策を周知してほしい。

未成年者（14 歳未満を除く）が加害者であっても、取締り等の対象になります。

⑨　ストーカー対策のポスターではなく、講義をすると学生や町の住人にはしっかり頭に入ると思う。どのような対策や事例があったかしらないので、詳しく教えてほしい。

今後も、学校関係機関に対する防犯講習などを通じ、ストーカー規制法や警察の対応について周知をはかってまいりますので、最寄りの警察署へ講習依頼を行ってください。

⑩　友人が被害に遭った時、警察に相談したが、男性警察官に高圧的な態度をとられ、被害届を出したいと言っても、「実害がないと無理」と突っぱねられたそうなので、警察内で対応の見直しを進めてほしい。

事件化には、ストーカー規制法に違反する行為が必要ですが、警察では事件化ができなくても、被害者の安全確保を最優先に様々な支援やアドバイスを実施しています。

これは、アンケート形式で実施しました「ストーカー被害実態調査」で、学生からいただきました警察への要望等に対する回答です。

なお、問 17 でのアンケート調査結果から、要望の多かったメールや SNS での相談窓口設置に関しては、徳島県警のホームページに、ストーカー規制法に抵触するか簡単に判断できる「ストーカー被害防止テスト」（本報告書 29，30 ページ参照）を設けました。